

件名	愛媛県社会福祉施設整備基金条例
主管課	保健福祉課
根拠法令等	
【制定の概要】	
1 設置目的	社会福祉施設の整備を図るために要する経費の財源に充てるため。
2 積立金	一般会計予算で積み立てる額
3 管理	金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管
4 運用益金	予算に計上して、基金に編入する。
5 処分	目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。
6 繰替運用	知事は、財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
施行日	平成18年4月1日
【その他参考事項】	
当面の助成先	社会福祉事業団（重信清愛園、松前清流園、身体障害者更生指導所、知的障害者更生訓練校、知的障害者通勤寮、身体障害者授産所）を予定
基金の原資について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長寿社会に備えて、ボランティア活動の活性化等のため地域の特性に応じた民間福祉活動等への助成などを目的として平成3年に4月1日に、県が社会福祉事業団に出捐して愛媛県地域福祉基金を設置していた（総額37億円（うち県出捐分34億円、ボランティア振興財団分3億円） ・ この愛媛県地域福祉基金を廃止し、県出捐分である34億円を事業団が県に寄付することとしており、このうち16億円を基金に積み立てる予定。また、県出捐分の残りの18億円については、18年度に「県社会福祉事業団経営安定化助成事業」として補助金として交付する予定